

岩手県知事 達増 拓也 様

要 望 書

令和7年12月16日

岩手県鉄構工業協同組合
理事長 佐々木 史 昭



はじめに

岩手県におかれましては、平素より本県の建設産業並びに鉄構産業の発展・振興につきまして、深いご理解とご支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

鉄構産業は建設産業の一部ですが、相応規模の自社工場を保有する製造業としての側面を強く持つことから、2011年度より岩手県鉄構工業協同組合として独自に要望させて頂いており、ご理解を頂戴しておりますことに心から感謝を申し上げます。

岩手の鉄構産業は、東日本大震災復興関連工事が岩手県から発注されたおかげで、より責任ある立場で大きな貢献を果たすことが出来、地元で優秀な人材も育ち、岩手の社会インフラを岩手の企業・人材により施工、維持管理できる体制が整いつつあると考えています。一方で、岩手県内公共工事発注量は近年大幅に減少し、岩手県内の鋼製社会インフラ関連工事は激減、鉄構関連各社は自社工場の稼働を維持するため、県外公共工事へ応札、あるいは下請製作等に注力し、生き残りをかけた経営努力を続けております。鋼材や資材価格の高止まりは継続し、県内全域で人手不足、人材難は深刻さを増しています。

令和7年4月1日より総合評価落札方式が改定され、工事種別19業種が「土木系」と「土木系以外」に分類され、「土木系以外」の業種においては地域精通度等の評価が地域内拠点の有無と雇用対策の実績に限られる状況となっており、さらにこの度、令和8年4月1日付改正案を拝見いたしました。

鉄構業界、とりわけ鋼橋上部工工事においては、県内企業に十分な施工能力があるにも関わらず企業数は限られ、一方県外企業は全国区の大手企業が多く、全国のどこかで同種工事の施工実績があれば企業・技術者とも評価が高くなり、技術提案が求められれば、本来必要な橋梁品質以上に高度な提案が行われがちとなり、仮にそれが評価されると地元企業の受注は極めて困難となります。この事態を解消する機能を果たしていたのが地域精通度ですが、令和7年度の改正により地域精通度の割合が圧縮され、県内企業が施工可能であるにも拘わらず、県外大手企業が落札する可能性が高まり、令和8年度の改正（案）でも基本的状況は変わらず、岩手県の鋼橋上部工業界にとりまして死活的な問題となっている状況です。

つきましては令和8年度の岩手県鉄構組合の要望につきまして、何卒前向きにご検討賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

1. 入札制度について

(1) 総合評価落札方式の評価基準について

令和7年4月に改正された評価基準により、工種を「土木系」と「土木系以外」に区分し、「土木系以外」では「地域精通度等」の評価対象を「地域内拠点の有無」と「雇用対策の実績」の2点のみとし、「災害活動の実績等」、「無償奉仕活動の実績」、「維持修繕業務等の実績」は評価対象外となりました。

鋼橋上部工では、全国で橋梁工事を施工している大手企業が入札に参加した場合、「企業の施工能力」や「配置技術者の要件」では県内企業は全く敵わず、これまでは「地域精通度等」で優位性を保っていましたが、今般の改正によりこの優位性が大幅に低下し、県内企業に十分な施工能力があるにも関わらず、県内企業が施工できない可能性が高まっています。特に、簡易1型が採用され、技術提案が求められた場合は、県内企業は不利となります。

つきましては、①県内企業のみのお札となる可能性の高い「橋梁補修工事や、小規模な鋼橋上部工事」と、②県外大手企業のお札が見込まれる「中・大規模な鋼橋上部工事」の工事種別を分けて管理いただき、②については、今般評価対象外とされた「災害活動の実績等」「無償奉仕活動の実績」「維持修繕業務等の実績」の評価項目を復活させ、県内に施工可能な企業の育成・発展に向け、県内企業が安心して施工できる制度に再構築していただきますよう、よろしくお願いいたします。

【令和8年4月1日改正予定項目について】

①県内企業の活用について

令和8年4月1日に改正予定として検討が進んでおります「県内企業の活用」につきましては、県内経済発展の後押しとなり、県外企業との差別化も図れるものと期待いたしております。鋼橋上部工の場合、大手橋梁メーカーが県内企業の活用において加点を得ようとする、基本的には橋梁製作を県内企業に外注しなければ困難と予想しますが、履行確認を確実にお願いしたいと思っております。

不履行の場合、ペナルティは工事成績評点で減点するとされていますが、県内商社を形式的に迂回させる等の実質を伴わない下請施工が行われる可能性は十分あり、その逐一チェックは難しいと思っております。「原則的には認めない」とし、悪意ある申請を防ぐため、減点幅はマイナス10点とする等十分なものとしていただきますようお願い致します。

②災害活動の実績等について

災害協定を評価いただくことはありがたく存じますが、災害協定の有無のみを評価することは理解に苦しみます。日本橋梁建設協会は岩手県と災害協定を締結されていますので、同協会会員企業と県内企業との差はむしろ無くなります。また災害が発生した場合、災害協定を締結していても、県外に本社のある大手企業団体が岩手県内で迅速且つ確実な災害復旧活動を行うことは実質的に期待できないにもかかわらず、加点のみは行うことは甚だ疑問です。

一方、日本橋梁建設協会に加盟していない県外橋梁メーカーとは差が付くこととなりますので、その点は評価いたしますが、趣旨に則って災害活動の実績そのものをご評価いただきたくよろしくお願い致します。

③無償奉仕活動の実績について

橋梁上部工が土木系以外に分類されたままですと、無償奉仕活動は評価対象になりません。当該活動はインフラ整備の重要性を広く県民に知らしめることを目的に行っており、県外企業との差別化にも極めて有効となります。つきましては、学校現場での体験に限ったものだけでなく、公共の場における奉仕活動についても広く捉えていただき、橋梁上部工工事においても、評価対象としていただきますようよろしくお願い致します。

(2) 自社工場を保有していることへの評価について

鋼橋上部工や水門・陸閘設備などは、生産設備の整った専用工場で、仕様に求められる水準を満たした溶接技術者や、クレーン、機械設備、電気工事技術者など、特別な技術・技能を保有した者を相応の規模で継続雇用し、品質管理を徹底した上で製造しています。社員は地元雇用がほとんどであり、地域経済への波及効果も大きく、国土交通省が施行されているように、総合評価において自社工場の保有に対して、加点措置を行って頂きたいと思えます。現在、九州、北陸、中国、四国、北海道の各地方整備局において加点措置実施中であり、東北地方整備局においては現在検討中とされています。

(3) 工場製作期間中の現場代理人の専任取扱いについて

他都道府県の地方自治体においては、工場製作期間中の現場代理人は、非専任でも可能としているところが多くあります。工場という同一場所で工場管理を業務として行っておりますが、当然のように当該物件以外の他物件の工場管理も行っているのが実態で、非専任としていただくのが現実に合わせていると考えます。

つきましては、岩手県でも同様の取扱いとして頂きたい要望いたします。

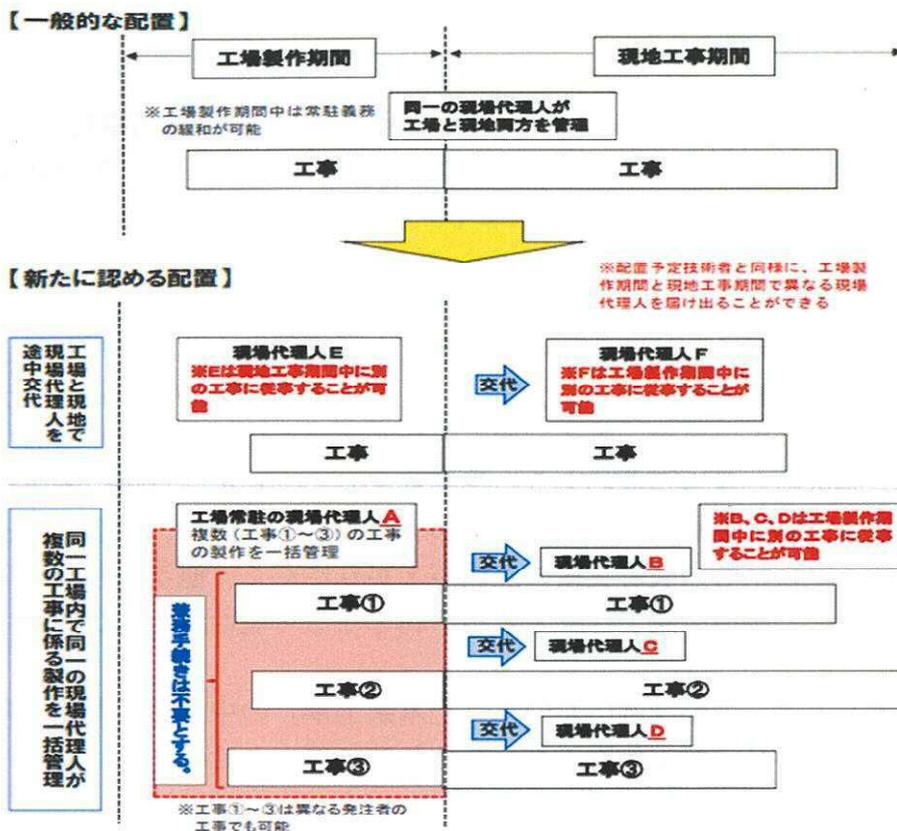
※兵庫県の事例、下図参照

「同一工場内で同一の現場代理人が複数の工事に係る製作を一括管理可能」

工場製作を含む工事における現場代理人の取扱いについて

工場製作期間中の現場代理人について、以下のとおりその取扱いを明確化し、令和4年4月1日以降統一した運用を図ります。

橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等、工場製作のみが行われる期間があるときは、配置予定技術者と同様に、工場製作のみが行われる期間と工事現場において作業等が行われている期間と異なる現場代理人を届け出ることができることとし、工場製作のみが行われる期間においては、同一工場内で他の同種工事にかかる製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことができる場合には、同一人を各製作の現場代理人として認めることとします。



(4) 「維持修繕業務等の実績」の評価見直し(項目復活)

震災復興での新設・改修/補修等を実施された橋梁や機械設備等の維持管理は、激甚化した自然災害への対応には重要な施策と考えます。本項目の復活の見直しを検討して頂けますようよろしくお願い致します。

(5) 陸閘・水門の維持管理に包括民間委託の導入のご検討について

昨年度も同様の要望をして「B」回答をいただきました。それを踏まえて来年度以降、実際に動きだされることを期待し、再要望するものです。

現在、全国自治体の下水道部門では「ウォーターPPP」の導入検討が進められ、さらに国が主体的に薦める「PPP/PFI」による公共事業の促進の動きが出ています。その根底には、インフラ整備、保守管理の安全性を促進するために民間資金を活用して、経済的に効率的に進めようとする考えがあります。

岩手県が震災以降整備した水門・陸閘をこれからも適切に維持するには、莫大な資金と人が必要になります。そこにPPP/PFIの一つである「包括民間

委託」を導入することで、長期の予防保全が可能となり、結果的にライフサイクルコスト削減が可能となります。ゆくゆくは県や市町村の壁を越えた一体的な維持管理を図ることで、地域の安全・安心が一体的に確保できます。それに向け、県内企業も協力を惜しまず、県市町村と一緒に構築していきたいと考えます。早期に検討の第一歩を進めていただきたくお願い致します。

2. その他

(1) 優良県営建設工事の表彰種別の見直しについて

現在、優良県営建設工事の表彰対象となる種別は、「土木工事」、「土木系工事」、「建築工事」、「電気・通信設備工事」、「管設備ほか工事」の5区分となっており、「鋼橋上部」、「鋼工作物工事」については、「土木系工事」に分類されています。

一方、令和7年4月に総合評価落札方式の評価基準の改定が行われ、「鋼橋上部」、「鋼工作物工事」は、「土木系」と「土木系以外」のうちの「土木系以外」に分類されています。表彰制度と入札制度は異なるものと認識しておりますが、制度に一貫性がないように思われます。またその結果、表彰件数として、鋼橋上部工事、鋼工作物工事が少なくなりがちで、総合評価においては配置予定技術者の表彰実績の点数が上がりにくく、他工種と混合入札となった場合に、鋼橋・鋼工作物業者が不利となる可能性もあります。

つきましては、表彰制度において「土木系工事」の中から、専門性の高い「鋼橋上部工事」、「鋼工作物工事」を合わせて独立させ、

- ①「土木工事」
- ②「土木系工事」
- ③「建築工事」
- ④「電気・通信設備工事」
- ⑤「管設備ほか工事」
- ⑥「鋼橋・鋼工作物工事」

の6区分として頂きますよう、よろしくお願い致します。

(2) 発注予定の公表について

通常、県当局の発注見通しは、毎年四半期毎に公表となっておりますが、直近3か月以内に発注見込みとして記載が無い工事が、突然公告となる場合があります。各社とも発注見通し案件から公募可否や配置技術者の割り当て予定を立てている為、技術者不足や技能者・資機材の不足により、応札が不可となる場合があります。

諸事情により発注予定の延期・取り消し・工事種別変更などやむを得ない実情もあると思われませんが、直近3ヶ月以内の発注予定工事は出来る限り正確な情報公表をお願い致します。

以上